

「経営所得安定対策」を活用して 経営の安定を図りましょう



米価が低迷している今…

香川県では、主食用米の作付面積が毎年減少（令和4年産では前年より400ヘクタールが減少）し、米産地としての生産量の確保や地域の農地と農業基盤の維持が危ぶまれる状況です。

このため、まずは水稲を作付けし、麦や野菜等を組み合わせて農地をローテーションして、収益の向上と水田の有効活用に努めましょう。

令和5年においても、厳しい米の需給環境が続く可能性があります。

そこで、水田機能を維持して農地の有効活用を進めるため以下の4点を重点的に取り組みます。

- 二毛作を基本とした水稲の作付面積と生産量の確保
- 「おいでまい」を核とした主食用米の戦略的な生産
- 非主食用米の需要開拓の推進と需要に応じた安定的な生産
- 野菜などの高収益作物の導入を進め経営の安定を目指す

水稲と麦類の二毛作を中心に、
野菜などの高収益作物を組み合わせ、
水田の有効活用と農業所得の向上を図りましょう!!



● 経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策(ナラシ対策)を実施しています。

また、食料自給率・自給力の維持向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化の推進や、地域の特色のある産地の創造を支援する等、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

● 国の交付金の内容・単価

● 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【対象者は、認定農業者、集落営農※、認定新規就農者】

区分	交付単価※	
	免税事業者	課税事業者
小麦	5,470円	5,060円/60kg
はだか麦	9,750円	9,220円/60kg
大豆	10,770円	10,360円/60kg
そば	17,180円	18,010円/45kg
なたね	8,140円	7,720円/60kg

※交付単価は、香川県における令和5年産の単価です。

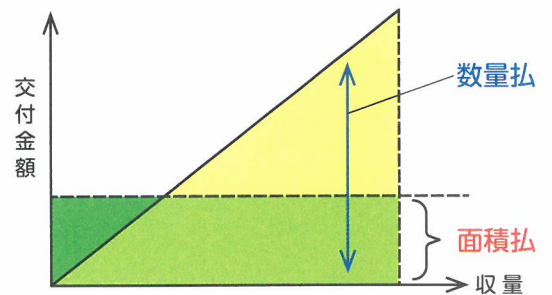
面積払(営農継続支払): 当年産の作付面積に基づき、数量払の内金として交付(麦類)
20,000円/10a (「そば」:13,000円/10a)

※面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

※集落営農(ゲタ・ナラシ対策)

規約の作成、対象作物の共同販売経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要。

〈数量払と面積払の関係〉



● 水田活用の直接支払い交付金

【対象者は、水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の販売目的で作物を生産する農業者】

対象作物 ※1	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ※2	35,000円/10a ※3
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000~ ※4 105,000円/10a

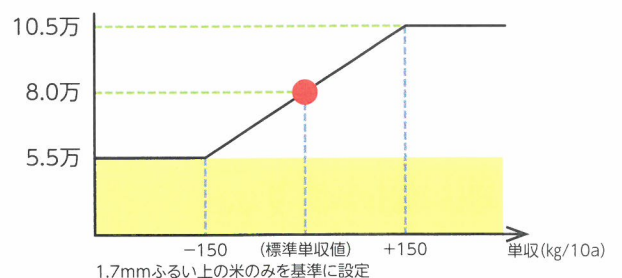
※1 基幹作のみ対応になります。

※2 飼料用トウモロコシを含みます。

※3 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援します。

※4 飼料用米の取組のうち、SGS(ソフトグレインサイレージ)については、交付単価が8万円/10aになります。

飼料用米及び米粉用米の数量払の単価(傾き): 約167円/kg



注1 数量払による助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により収量が確認できることを要件とします。

※ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などにより確認。

注2 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収(地域の合理的な単収)を適用します。

なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄(作柄表示地帯別)に応じて調整します。

注3 **標準単収以上の収量が確実だったと認められる者には、自然災害等の場合でも特例措置として、標準単価(8万円/10a)で支援します。**

令和5年度の県の交付金の内容・単価

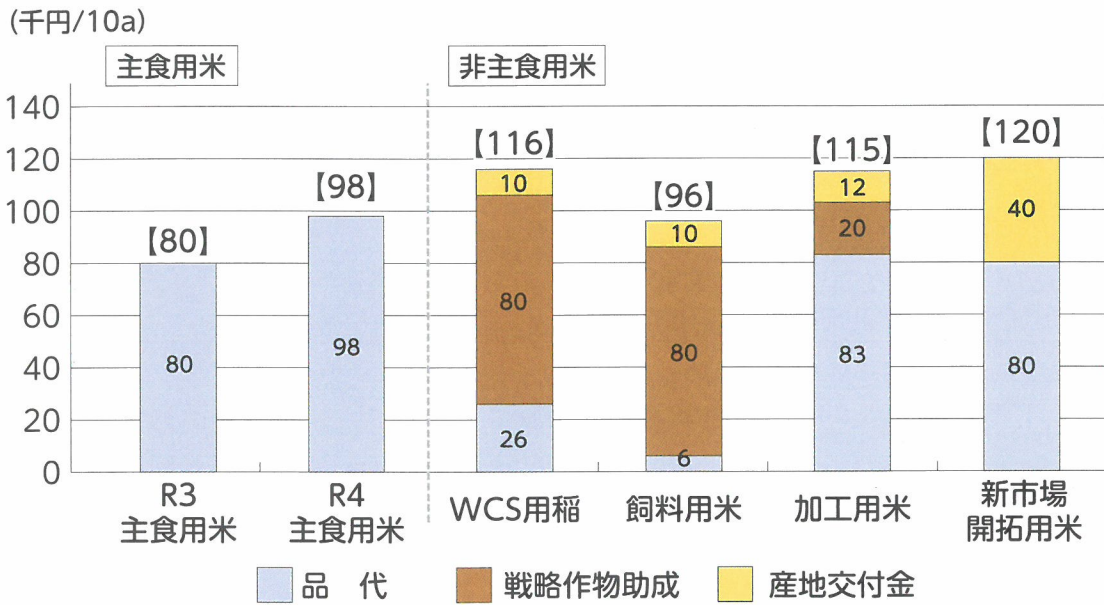
産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取り組みを支援するもので、国から配分された交付金の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

主な内容 (※いずれも、販売目的で作付けする必要があります。)		5年度の交付単価 (10a当たり)
多様な水稲の生産拡大	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米【飼料用米、米粉用米、WCS用稲】の作付面積に応じて助成 ※多収品種・専用品種に取り組んだ場合に加算	10,000円 ※+6,000円
	非担い手が新規需要米の「多収品種・専用品種」に取り組んだ面積に応じて助成	6,000円
	担い手、非担い手が作付けした「新市場開拓用米(輸出用米)」の面積に応じて助成 (※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。)	20,000円
	加工用米の作付面積に対して加算(基幹、二毛作) (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組む必要があります。)	12,000円
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算(※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	(基幹)2,000円 (二毛作)1,300円
	さらに法人格を有する場合は加算	(基幹)+1,500円 (二毛作)+700円
	さらに「県推奨品種※1」を作付した場合は加算 ※1「さぬきの夢2009」、「さぬきの夢新品種」、「はるみずき」、「イチバンボシ」、「ハルアカネ」、「はるか二条」	(基幹)+400円 (二毛作)+400円
	「県推奨品種※1」作付で、品質・生産性向上技術メニューを実施した場合は加算	(基幹)+1,400円 (二毛作)+600円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算(種子用麦含む)	13,000円
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算(基幹・二毛作)	10,000円	
地域に応じた取り組みの推進	地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物など、地域の主要品目の作付面積等に対して助成 ※ 詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に設定
	そば、なたねの作付面積に対して助成 ※ 排水対策を実施する必要があります。	基幹作
	地力増進作物の作付面積に応じて※2助成 ※2 水稲作付減少面積と地力増進作物増加面積のどちらか少ない方	
	新市場開拓用米の作付面積に応じて助成	
	「みどりの食料システム戦略推進助成」として、担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成(基幹、二毛作) (※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布する必要があります。)	20,000円
	11,500円	

※上記の交付金は、国からの配分見込み額から算定したもので減額となる場合もあります。また、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

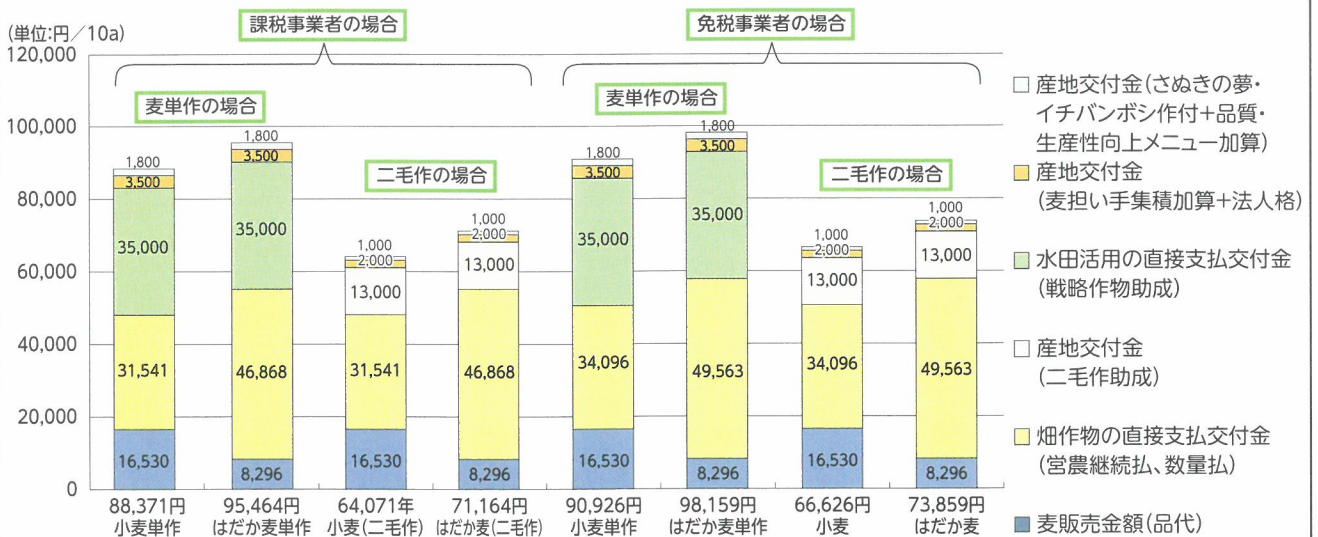
○ 水稲+麦の二毛作経営を取り入れて経営の安定を図りましょう。
 また、非主食用米(飼料用、加工用、新市場開拓用 など)を
 経営品目に組み入れることも検討しましょう!!

主食用米と非主食用米の収入試算



※主食用米の品代は、JA 香川県の仮渡金及び水稲の10a当たり平年収量(農家ふるい目ベース)により算出。
 ※WCS用の品代は、1ロール3,000円(税抜)で10a当たり8ロールで算出。
 ※飼料用米、加工用米の品代は、県内事例のデータ及び水稲の10a当たり平年単収(1.7mmベース、多収は+150kg)により算出。
 ※新市場開拓用米の品代は、関係者聞き取りにより算出。
 ※産地交付金は、担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農)の場合で、令和4年度交付単価の上限値で算出。

麦の収入試算(令和5年度 経営所得安定対策など)



※小麦単収374kg、はだか麦単収305kgは平成28~令和4年産(7中5)平均。出典)香川県麦民間流通地方連絡協議会
 ※販売金額 小麦、はだか麦ともに平成27年産~令和元年産の仮渡金、追加金、清算金の合計の平均
 ※数量払の単価 小麦1等Bランク、はだか麦1等Aランク
 ※産地交付金 麦担い手集積加算は認定農業者、集落営農、認定新規就農者で法人格を有する場合で試算(追加配分含まない)
 ※産地交付金 法人格を有する経営体が、さぬきの夢・イチバンボンシ作付けで、所定の品質・生産性向上技術メニューを実施した場合で試算